

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年11月24日(2005.11.24)

【公開番号】特開2005-117450(P2005-117450A)

【公開日】平成17年4月28日(2005.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-017

【出願番号】特願2003-350412(P2003-350412)

【国際特許分類第7版】

H 0 4 M 1/02

F 1 6 C 11/04

F 1 6 C 11/10

H 0 5 K 5/02

【F I】

H 0 4 M 1/02 C

F 1 6 C 11/04 D

F 1 6 C 11/10 C

H 0 5 K 5/02 V

【手続補正書】

【提出日】平成17年10月3日(2005.10.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上部筐体および下部筐体と、

前記上部筐体および前記下部筐体の各々の一端部において、両筐体の一方に対して他方をスライド回転可能に両筐体を支持し、両筐体を開放状態または閉鎖状態とすることができるヒンジ部と、

前記一端部と逆の端部側において、前記上部筐体を前記下部筐体に対して離脱可能に係合させることにより前記閉鎖状態での位置決めを行う位置決め手段と、

を備えたことを特徴とする携帯端末装置。

【請求項2】

前記閉鎖状態において、前記上部筐体は前記下部筐体に対して時計方向および反時計方向のいずれの方向にも回転可能である請求項1記載の携帯端末装置。

【請求項3】

前記位置決め手段は、前記上部筐体および前記下部筐体の互いに対向する一方の面に設けられた突起部と、他方の面に設けられ前記突起部が嵌合する凹部とにより構成されることを特徴とする請求項1または2記載の携帯端末装置。

【請求項4】

前記凹部を有する筐体は、少なくとも前記突起部の回転軌跡に沿って設けられた摺動接触部材を有し、この摺動接触部材の少なくとも1力所に前記凹部が形成されていることを特徴とする請求項1または2記載の携帯端末装置。

【請求項5】

前記摺動接触部材は、前記突起部の回転軌跡に対応する位置に形成された突条を有することを特徴とする請求項4記載の携帯端末装置。

【請求項6】

前記摺動接触部材は前記筐体の材料より摩擦係数の低い材料により形成されることを特徴とする請求項1または2記載の携帯端末装置。

【請求項7】

前記突起部および前記凹部は、少なくとも前記突起部の回転軌跡に沿う方向に沿って左右対称の傾斜面を有し、前記突起部が前記凹部に嵌合しているとき、前記突起部の両側の傾斜面において前記突起部が前記凹部の表面に接触し、前記突起部の先端部は前記凹部の表面に接触しないよう構成されていることを特徴とする請求項1または2記載の携帯端末装置。

【請求項8】

前記上部筐体の常時露出した主表面には表示部および限定された操作を行う操作部が設けられ、開放状態の時のみ露出する前記下部筐体の主表面には押圧操作されるキー入力部が設けられたことを特徴とする請求項1または2記載の携帯端末装置。

【請求項9】

携帯端末装置において、

第一筐体と、

第二筐体と、

前記第一筐体および前記第二筐体の各々の一端部において両筐体を開放状態または閉鎖状態とすることができるヒンジ部と、

前記第一筐体および前記第二筐体の前記閉鎖状態における対向面のうち一方の面に設けられた突起部と、

前記第一筐体および前記第二筐体の前記閉鎖状態における対向面のうち他方の面に設けられ、前記突起部が嵌合する凹部と、を備え、

前記一端部と逆の端部側において、前記第一筐体を前記第二筐体に対して離脱可能に係合させることにより、前記閉鎖状態での位置決めがなされることを特徴とする携帯端末装置。

【請求項10】

前記第一筐体の常時露出した主表面には表示部および限定された操作を行う操作部が設けられ、開放状態の時のみ露出する前記第二筐体の主表面には押圧操作されるキー入力部が設けられたことを特徴とする請求項9記載の携帯端末装置。